

公共下水道

きれいな自然を、子や孫に



四月より、下水道課を新設。本市の下水道事業の実質的なスタートの年となりました。
対象となる市民の皆さんにとって、家計の支出を伴う事業であり、理解と協力なしには進行しません。そこで、受益者負担金についての説明や、市民の方の声を聞いてみました。

汚水の流れは

南州市は、昭和五十八年から、県が中心となって事業を行っている「浦戸湾東部流域下水道」として、高知市の東部、土佐山田町と一緒に下水道工事に着手し、本年四月一日現在、認可区域百四十八戸のうち、二十八戸が供用開始（下水を下水道に接続可能となること。）となりました。私たちの家や事業所から排出された汚水は、各家庭や事業所で行った排水設備工事により管渠を経て、市の下水管

渠（末端管渠）に入り、それが集まって徐々に大きな管渠となり、南州市と高知市の境（大津バイパス）で浦戸湾東部流域幹線管渠と接続し、高知市高須にある浄化センターで浄化され、浄化センター西側の国分川に放流されます。この、市が行った下水管渠の建設費用が現在までで約二十四億円、また、県が中心となって行っている事業（管渠と処理場）の負担金が十二億円です。

以上述べましたように、長い年月と多額の費用を費やしてまで、なぜ下水道をしなくしてはならないのでしょうか。
それは、近年家庭や事業所などから排出される都市汚水が、産業の発達、市街地の拡大、人口の増加、生活様式の向上などにより、水質、水量的にも悪化し、舟入川、下田川、浦戸湾の環境を守る

上田清孝下水道課長

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の汚濁防止に欠かせないもので、普及率は、都市近代化のバロメーターともいわれています。現在供用中は、高知市、伊野町、夜須町だけで、普及率も全国平均40.0%に対し、県平均は、8.7%とまだ低率です。このたび、本市におきまして、供用開始となりました。これまでの間協力を頂いた、市民の皆さん、関係者へ深く感謝するとともに、一日も早く多くの市民の方に利用していただきたいと思っております。今後とも、副県都にふさわしい下水道の普及促進に努め、地域住民の皆さんの住みよい生活環境のため、職員一丸となって職務にあたります。



事業計画を協議する職員たち

受益者負担金制度って何？

Qさん 下水道整備によって住民が利益を受ける（受益）というのには、どういう意味ですか。
Aさん まず、①下水道整備によって汚水が排除され、環境改善がはかられることになり、②下水道未整備の地域と比べ土地の利用内容が質的に高められて、利便性、快適性が著しく向上するという利点があります。

Qさん なるほど、確かに住民が利益を受けることになりますね。
Aさん そこで、①の下水道を利用することによる利益は、下水道使用料として負担していただく。②の利便性、快適性の向上による利益は、受益者負担金として負担していただくこととなります。

Qさん その通りです。下水道使用料は、下水道を使用する方にその使用水量に応じて毎月支払っていただくものです。これは、各施設の維持管理のために使われます。
Aさん では、受益者負担金は、下水道の工事の一部にあてられるのですか。
Aさん そうです。このように使用料と負担金の性格は、本質的に異なったものです。

受益者負担金制度

Q & A

ことができないような状況で、これ以上放置できなくなっているからです。
未だに、美しい浦戸湾、清らかな川のなごれを残しているためどうしても必要なもの

です。
Q & Aでお知らせする下水道事業受益者負担金についても、この多額で、長い年月を必要とする下水道事業をより早く推進していくために、と

うしても欠くことのできない制度です。受益者となられた方々の理解と協力をお願いします。
また、供用開始された地域で生活や事業をされている方、

このように多額の費用を費やしても、皆さんから排出される都市汚水が、下水道に入らなければ何の役にも立ちません。一日も早く、下水道への接続をお願いします。

別役雅子さん・篠原

主婦としては、必要だと思いが、子供のころ泳げた舟入川が、洗剤などの台所からの雑排水で、汚れていくのこころが痛んでいました。
トイレの水洗化で、ハエの発生が抑えられるなど、衛生面でもいいと思います。



受益者は誰あれ？

Qさん 受益者とは誰のことをいいますか。
Aさん 原則的には、土地の所有者のことを受益者といいますが、ただし、その土地に地上権などがある場合は、権利者が受益者となります。
Qさん そうなんですか。では、権利者を受益者とするのには、何か訳があるのですか。
Aさん それはね、そのような土地に地上権などの権利がある場合は、土地の所有者より権利者のほうが強い支配権をもっている状況にあるため、地上権などの権利者を受益者

とするのですよ。
Qさん では、こんなケースではどうなんですか。例えば、土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となるのですか。
Aさん その場合は、共有者全員が受益者となりますよ。十なわち、共有者全員は連帯して納付する義務をおうことになり、その中から代表者を選んで申告していただき、その方が代表して納付することになります。
Qさん さて、アパート暮らし等の借家人は、受益者となる

ことはできないのですか。
Aさん もちろん、借家人は受益者となることはできませんので、誤解のないようにしてくださいね。
Qさん その理由は。
Aさん それは、借家人は受益者負担金の対象となる土地にはなんの権利関係ももたないからです。
Qさん すなわち、借家人は受益者負担金を支払わなくてもいいのですか。
Aさん そうです。借家人が支払うのは下水道使用料のみです。



岩崎寛さん・稲吉

開始を待ち望んでいました。説明会にも出席しましたが、敷地の広い人には、負担金が問題のようです。
近代的な暮らしにとって不可欠のものですので、早く多くの人が利用し、将来の負担金の増加を減らしてほしいですね。

申告と納付の方法は？

Qさん 受益者の申告は誰がするのですか？

Aさん 申告は、土地の所有者にしていただきます。この場合に、地上権等の権利者があれば土地の所有者と連署していただくこととなります。

Qさん では、同一の土地に複数の所有者あるいは権利者がいる場合はどうですか？

Aさん その場合は、代表者を定め、土地の所有者と連署し、その代表者に申告していただ

Qさん 受益者の申告は誰がするのですか？

Aさん 実質、私の土地は公簿上の地積と実際の地積が違いますが、その場合はどうなるのでしょうか？

Aさん 受益者の地積は公簿によりますが、市長が必要と認められたときは、実測によることとなります。

Qさん それでは、受益者負担金はいつ支払うのですか？

Aさん まず、六月一日から支払っていただくことになりま

Qさん 賦課対象区域として公告された区域内の受益者は、負担金を五年に分割し、更に一年を四回に分けて納めていただきますか？

Qさん 受益者負担金は一括して納めることができますか？

Aさん 負担金を二十回分、あるいは数期分まとめて納めていただく、最高十九回の報奨金が出ます。お得な制度ですので、是非ご利用ください。

曾我部人重子さん・大塚

昔は、川でお米が研げるほどでしたのに、川が汚くては、市民のモラルが問われますね。早く普及して印象のよい町になればと思います。財政面で大変でしょうが、一人一人が協力していければと思います。



曾我部人重子さん・大塚

受益者負担金の対象を教えてください

Qさん 下水道工事が完了していない区域からも、受益者負担金を徴収することが可能ですか？

Aさん そうです。受益者負担金は、工事が完了したから負担していただくというのではなく、整備する目的で負担していただくものです。

Qさん 受益が発生する前であっても、受益が発生するということとは明確ですので、工事が完了していない区域からでも、受益者負担金を徴収することができるといえることですね。

Aさん その通りです。しかし、南国市では公共下水道工事が完了し、受益者が排水設備（下水道への接続工事）がで

きる状態になるまでは賦課いたしません。

Qさん さて、下水道が完備されたあと土地を購入した方は受益者負担金を支払わないことになり、そこに不公平が生まれるのではありませんか？

Aさん いいえ、その方は受益者負担金を直接負担はしません。しかし、前の地主は支払った負担金を考慮した価格で売買するのが通常です。すなわち、その方は直接の負担はしませんが、間接的には負担していることとなります。

Qさん では、受益者負担金の対象を土地に限定した理由を教えてくださいませんか？

Aさん 建物の面積や下水道の使用状況等を基準にすると、その不安定なものを基準にしてしまうことになりすね。そうすると不公平な点が多く出てくることとなります。

Qさん 土地だと不安定でないということになりますね。

Aさん そうです。土地利用の状況と関係なく永久的に変わらない土地の面積を基準にす

るのが、長期的に見て公平な負担方法であるとかんがえるからです。

Qさん とところで、すでに浄化槽を設置している家がありませんが、水洗便所になっております。その場合は受益者負担金を負担する必要はありますか？

Aさん 浄化槽は下水道施設ではありません。下水道施設に水洗便所や台所、風呂場等からの汚水を排除して、環境改善をはかることを目的としています。

Qさん なるほど。

Aさん ですから、浄化槽の存在にかかわらず、受益者負担金は負担していただくこととなります。そして、現在使用している浄化槽は廃止し、公共下水道管渠へ接続していただくこととなります。

窪川成生さん・後免町

時代の流れから考えても、当然のことだと思います。自然への気配りのためにも是非必要でしょう。負担が重いと感じるかも知れませんが、環境がよくなるのですからね。

わたしの住む後免町にも、一日も早くと待ち望んでいます。



窪川成生さん・後免町